

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>(前 文)</p> <p>少子高齢化、進学率の上昇による学生の能力・適性や社会や学生のニーズの多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得することなどが求められている。</p> <p>このため、教育の重視と学生の個性・特色を生かした大学等づくりの支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、我が国における学生支援の中核機関として、(i) 学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、(ii) 大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii) 留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金貸与事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業、(iv) その他これらに附帯する業務を行う。</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成22年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>行うことが期待されているところである。</p> <p>このような理念・役割のもと、平成20年3月までの第1期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等を踏まえ、機構の事務及び事業について見直しを行った結果、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>I 中期目標の期間</p> <p>機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通的事項</p> <p>（1）透明性及び公平性の確保</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図る</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項</p> <p>（1）透明性及び公平性の確保</p> <p>① 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項</p> <p>（1）透明性及び公平性の確保</p> <p>① 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>ため、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図るとともに、情報公開を適切に実施するための取組を推進する。</p> <p>(2) 広報・広聴の充実 事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。</p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨</p>	<p>その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図る。</p> <p>② 情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施する。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識の向上に努める。</p> <p>(2) 広報・広聴の充実</p> <p>① 機構における広報計画を各年度策定し、機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組む。</p> <p>② ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供する。ホームページについては、年間アクセス件数2,600万件以上を確保するとともに、利用者にとっての利便性向上を図る。</p> <p>③ 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターを活用等により、広聴の充実を図る。</p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨</p>	<p>その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図り、監査やコンプライアンスの推進等を通じてその適切性を確保する。</p> <p>② 情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施する。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識向上を図るために、研修を充実する。</p> <p>(2) 広報・広聴の充実</p> <p>① 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における広報計画を策定し、広報企画委員会を通して機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組む。</p> <p>② ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、ホームページの年間アクセス数については、2,600万件以上を確保する。また、分かりやすいホームページを作るために、利用者の視点を十分考慮し、利便性向上を図る。</p> <p>③ 幅広く国民や関係者の声を聴取するために、広聴モニターを活用するとともに、一般国民に対して、機構及び機構の事業についての広聴を行う。</p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>学貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。</p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ、以下の事業を推進する。</p> <p>① 適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。</p> <p>(2) 返還金の回収強化</p> <p>奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を</p>	<p>学貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。</p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズを踏まえ、真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行う。</p> <p>① 適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。</p> <p>(2) 返還金の回収強化</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額</p>	<p>事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査及び研究に取り組む。</p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズに適切に対応した奨学金貸与事業を行う。</p> <p>① 適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、平成21年度から新たに導入した必要最小限の貸与月額を選択するよう指導する仕組みを活用した奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。</p> <p>(2) 返還金の回収強化</p> <p>中期計画の達成に向けて、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を向上させることを</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ確かな現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。</p> <p>① 学校との連携強化</p> <p>学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。</p>	<p>に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にすることを旨とし、以下の返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p> <p>なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。</p> <p>① 学校との連携強化</p> <p>ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。</p> <p>イ. 大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。</p> <p>ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重</p>	<p>目指し、新規返還者の回収率については95%を上回るよう努めつつ、以下の返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>また、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者等で構成する委員会において返還促進方策の効果等を検証する。また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>なお、中期計画に記載の総回収率の妥当性については、上記委員会においてもその検証の在り方を引き続き検討する。</p> <p>① 学校との連携強化</p> <p>ア. 平成22年度採用者から提出時期を採用時とした返還誓約書について、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。</p> <p>イ. 大学等の教職員に対して、奨学金の返還の重要性や返還金回収方策を理解してもらうため、メールマガジン等の活用や業務連絡協議会等の場において返還金回収方策についての広報・周知を図り、一層の協力を要請する。</p> <p>ウ. 大学等の返還説明会においては、説明者用マニュアルを</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>② 返還金回収の促進</p> <p>返還金回収強化の対策を促進する。</p> <p>また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p>	<p>要性に係る指導の徹底を図る。</p> <p>エ. 大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。</p> <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p>ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p>	<p>活用し、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底を図る。また、機構職員の派遣に当たっては、より適切な対象校を選定するための基準等を策定し、それに基づく派遣を実施する。</p> <p>エ. 学校別内示数においては、延滞率の比重を高めた算定方法により適正な配分を行うとともに、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うための準備を進める。</p> <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 平成23年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 一部入金があった者等を除き、原則として延滞4ヶ月から8ヶ月までの初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する。</p> <p>ウ. 一部入金があった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても計画的に法的処理を行う。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査については、引き続き有効回答率向上のための工夫を行うとともに、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映させる。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。</p>	<p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p>カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p>	<p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。</p> <p>カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を開始する。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、応答状況の改善を図る。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額について、返還金回収方策の強化を図ることにより、対前年度比15%以上削減するよう努める。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、リーフレット等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求するよう、延滞者については、サービサー等の活用により督促を強化するとともに、訪問督促、居住確認等を計画的に実施する。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>(3) 情報提供等の充実</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。</p> <p>② 諸手続きの厳正化</p> <p>より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸</p>	<p>ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。</p> <p>⑤ 高等学校奨学金の回収強化</p> <p>旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。</p> <p>(3) 情報提供等の充実</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。また、奨学生等に対する利便性の向上を図るため、情報システムの整備を図る。</p> <p>② 諸手続きの厳正化</p> <p>より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸</p>	<p>ウ. 機関保証制度加入者に係る債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握及び将来のリスク分析等を行い、引き続き、機関保証制度検証委員会において機関保証の妥当性を検証する。</p> <p>⑤ 高等学校奨学金の回収強化</p> <p>旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。</p> <p>(3) 情報提供等の充実</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>ホームページに掲載している奨学金の申込み、返還等に関する質疑応答集やその他の奨学金情報については、質の確保に留意しつつ、情報提供の充実を図る。併せて大学等に対する説明会の充実を図る。また、災害救助法が適用された地域の被災家庭の学生等に対する緊急採用（応急採用）の申込受付並びに返還期限の猶予の適用、その他貸付条件の変更等が生じた際は、その都度迅速にホームページにおける必要な情報の更新を行うとともに、関係機関へ積極的に情報を提供する。奨学生等に対する利便性の向上を踏まえながら、奨学金業務システムの最適化を進める。</p> <p>② 諸手続きの厳正化</p> <p>返還猶予、法的処理等の事務に関するマニュアル等の整</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>与、返還猶予、法的処理等の事務の一層の厳正化を図る。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除に関しても制度の適正な運用を図る。</p> <p>3 留学生支援事業 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。</p> <p>(1) 留学生に対する支援 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。 また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に</p>	<p>与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底する。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。</p> <p>3 留学生支援事業 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。</p> <p>(1) 留学生の質の確保への留意 留学生への学資金の支給については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、留学生の質の確保に留意して行う。</p> <p>(2) 外国人留学生に対する支援</p>	<p>備・改善及び更なる職員研修の徹底を図り、適正な業務実施に努める。</p> <p>(4) 返還猶予・減額返還及び免除制度の適切な運用 ① 経済的理由により奨学金の返還が困難な者に対しては、引き続き返還猶予制度を適確に運用するとともに、一定額の返還が可能者に対しては、割賦金額の減額を認める減額返還制度を導入し、返還負担の軽減を図る。 ② 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に運用するとともに、申請・推薦手続について大学等からの意見を聴取し、一層の改善を図る。</p> <p>3 留学生支援事業 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。</p> <p>(1) 留学生の質の確保への留意 留学生の質を確保するため、学資金の支給及び学習奨励費の支給期間の延伸を行うに当たり、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用する。</p> <p>(2) 外国人留学生に対する支援</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。</p> <p>(2) 外国人留学生に対する宿舍の支援 ① 国際交流会館等の運営</p>	<p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給する。</p> <p>私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分する。</p> <p>なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に活用する。</p> <p>(3) 日本人留学生に対する支援 大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金の支給を行う。</p> <p>(4) 外国人留学生に対する宿舍の支援 ① 国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学</p>	<p>国費外国人留学生制度、私費外国人留学生学習奨励費給付制度、留学生交流支援制度(短期受入れ)に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。また、私費留学生の経済的状況を把握するため平成21年度に実施した私費外国人留学生生活実態調査の結果を公表する。さらに、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の受給者のいる大学等を対象とし、活用状況等を把握するための調査を実施する。</p> <p>グローバル化の取組を進める大学等に対し、私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生の学資金を優先的に配分する。</p> <p>(3) 日本人留学生に対する支援 大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、留学生交流支援制度(短期派遣・長期派遣)を円滑に実施する。</p> <p>(4) 外国人留学生に対する宿舍の支援 ① 国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための安全性の確保やサービスの向上を図るとともに、地域の国際交流拠点として地域との交流事業を推進する。なお、入居者の選考に当たっては来日1年以内の者を優先する。</p> <p>② 留学生借り上げ宿舎等への支援 外国人留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと、及び大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。</p> <p>(3) 日本留学試験の実施 日本留学試験は、多くの大学等で外国人留学生の入学者選</p>	<p>に励むための低廉かつ安心できる宿舎を提供する。その際、居室の最大限の有効活用を図る。なお、入居者の選考に当たっては来日1年以内の者を優先する。</p> <p>② 国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対応できるよう配慮して、受託者を選定し、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>③ 地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、国際交流会館等の会議室等附属施設を地域に積極的に開放し、交流・研修等の活動の場を提供する。対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を中期目標期間中に年間平均50%以上とする。</p> <p>④ 留学生借り上げ宿舎支援事業及び留学生宿舎建設奨励費事業を実施する。 また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握し事業を実施する。</p> <p>(5) 日本留学試験の実施 ① 得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、</p>	<p>に励むための低廉かつ安心できる宿舎を提供するとともに、設置する居室を有効利用するため、引き続き、大学等との連携・協力を推進する。なお、入居者の選考に当たっては、引き続き、来日1年以内の者を優先する。</p> <p>② 国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対応できるよう配慮して、受託者を選定する。また、国際交流会館等にレジデント・アシスタント及びカウンセラーを配置し、入居者のニーズに適切な対応を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>③ 地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、国際交流会館等の会議室等附属施設利用について地方公共団体や大学等に広く周知し、業務に支障のない範囲で国際交流活動の場として提供し、中期計画の達成に向けて年間稼働率の向上を図る。</p> <p>④ 留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進する。 また、助成対象の大学等の留学生宿舎の借り上げ状況等については、適切に把握し事業を実施する。</p> <p>(5) 日本留学試験の実施 ① 試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努め</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>抜の一環として利用されるよう、試験の公平性及信頼性を確保し、適正に実施する。また、外国人留学生の受入れを積極的に推進するため、海外における新たな国・地域での試験実施について取り組むとともに、利用者の利便性の向上や一層の利用促進に取り組む。</p> <p>(4) 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>① 先導的・モデル的な日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育のモデルとなる質の高い教育内容を提供する。また、日本語教育機関及び高等教育機関との連携による教材開発、研修機会の提供等を積極的に実施する。</p> <p>② 国の要請に迅速に応えるべく、日本語教育部門については、私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高</p>	<p>試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼性の確保に努める。また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、英語科目の導入について検討する。さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言語化やコンピュータ試験について検討を行う。</p> <p>② 外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることとする。</p> <p>また、渡日前入学受入れを含め、日本語試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。</p> <p>(6) 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>① 日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。特に、カリキュラム・教材等の開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会の開催、外国人日本語教員に対する現職研修及び教材の提供等を推進する。</p> <p>② 私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や</p>	<p>るため、適正な試験問題作成及び点検体制を強化するとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本語試験の実施に努める。また、英語科目の導入や試験問題の多言語化及びコンピュータ試験について、大学等の意見や調査を踏まえ、引き続き検討を進める。</p> <p>② 新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本語留学需要及び試験実施体制を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実実施計画を検討する。また、引き続き日本語教育機関等への広報を充実させ、年間受験者数の拡大を図る。</p> <p>さらに、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本語試験の大学等の利用促進方策を実施する。</p> <p>(6) 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>① 日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践するため、新カリキュラムに基づき新たな教材の開発等に取り組む。日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を実施し、その成果の普及を図る。また、外国人日本語教員に対する現職研修の場を提供するとともに、教材の提供等を推進する。</p> <p>② 私費外国人留学生の受入れ数を前年度以下にするとともに、特に高等専門学校又は専修学校への進学を希望する</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に受入れを行うとともに、効果的・効率的な事業実施の観点から、その運営体制の見直しを図る。</p> <p>③ 地域の国際交流拠点としての機能の発揮、資産の有効活用の観点から、地域との連携による日本文化、事情等の理解を促進する取組等を実施する。</p> <p>(5) 留学情報提供・相談機能の強化</p> <p>日本留学に係る情報発信機能等の強化及び日本人学生の海外留学を推進するため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供・相談の充実を図る。</p>	<p>外国政府派遣留学生を積極的に受け入れるとともに、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、日本語教育部門の運営体制の更なる見直しを行う。</p> <p>③ 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。</p> <p>④ 日本語教育センターの外国人留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を促進する。</p> <p>⑤ 日本語教育センターの附属施設を地域に積極的に開放する。</p> <p>(7) 留学情報提供・相談機能の強化</p> <p>① 留学情報センター及び海外事務所において、留学情報の収集・整理、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供及び留学相談を行う。また、ホームページアクセス件数を平成20年度実績以上とする。なお、各年度において利用状況を分析し、留学情報提供・相談機能の強化のための方策を検討・実施する。</p> <p>日本留学に係る情報については、他機関等との連携によ</p>	<p>国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。また、日本語教育部門については、教育・教材開発機能の充実のため、引き続き組織・運営体制の改善を図る。</p> <p>③ 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。</p> <p>④ 留学生の日本の文化や社会に対する理解を促進するため、地域の小学校等の国際理解教育に関する授業への参加や課外クラブ活動の実施など、日本語教育センターの学生と小・中・高・大学生、社会人との交流を行う。また、ホームステイ等への参加を促進する。</p> <p>⑤ 東京日本語教育センターの学生ホール等の施設について、本来の教育活動に支障のない範囲で地域団体等へ開放し、その有効活用を図る。</p> <p>(7) 留学情報提供・相談機能の強化</p> <p>① 留学情報センター等において、留学情報の収集・整理及び出版物の作成等を行う。また、ホームページの充実を図り、アクセス件数を平成20年度実績以上とする。なお、留学情報提供・相談機能に関する調査を実施・分析し、留学情報提供・相談機能の強化のために活用する。</p> <p>日本留学に係る情報については、日本留学ポータルサイトの広報に努め、情報発信機能の強化を図る。また、海外</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>(6) 外国人留学生等の交流推進</p> <p>① 外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。</p>	<p>り日本留学希望者向けのポータルサイトを構築するとともに、情報発信機能を強化し、海外における日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開への協力及び留学交流担当者の人材養成を実施する。</p> <p>② 外国人を対象とした日本留学フェア及び日本留学に関する説明会、日本人を対象とした海外留学フェア及び海外留学に関する説明会を開催する。また、各種教育展、国内外の中等・高等教育機関、国際交流関係団体等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p> <p>(8) 外国人留学生等の交流推進</p> <p>① 外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。</p>	<p>における日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。さらに、英文大学情報検索システムの構築及び大学等の留学交流担当者養成のための研修を実施する。</p> <p>② 外国人を対象とした日本留学については、在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本留学希望者のための日本留学フェア及び日本留学セミナーを実施する。また、日本人を対象とした海外留学については、在日外国公館や教育機関等との連携の下、海外留学希望者のための海外留学フェア及び海外留学説明会を実施する。さらに、国内外で他機関が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を実施し、日本留学及び海外留学の促進を図る。</p> <p>(8) 外国人留学生等の交流推進</p> <p>① 日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行う。</p> <p>② 東京国際交流館において、外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解を図るため、我が国の大学等の協力のもと、国際シンポジウム、講演会及び研究発表会を実施する。また、事業毎に参加者のニーズ等についてのアンケート調査を実施し、次年度以降の事業計画策定に反映させる。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>② 東京国際交流館プラザ平成の会議施設については、平成20年4月から実施している市場化テストの活用による経費の節減、稼働率の向上に努めるとともに、留学情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。</p> <p>(7) 外国人留学生の就職支援 外国人留学生の就職支援に資するため、大学等や企業、関係省庁等との連携を強化し、就職支援に係る取組を推進する。</p> <p>(8) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ 留学生交流の意義を高めるため、外国人留学生の帰国後のフォローアップを充実する。</p>	<p>② 東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用により、年間稼働率（全体及び国際交流に係る催事それぞれ）を平成21～22年度については平成18年度実績以上を、平成23～25年度については平成20～22年度の3か年の実績平均値以上を確保する。なお、プラザ平成の留学情報センターが有する情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。</p> <p>(9) 外国人留学生の就職支援 国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報や企業説明会等への支援を関係機関等と連携して行う。 また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。</p> <p>(10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、メールマガジンを通じて、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。</p>	<p>③ 東京国際交流館プラザ平成会議施設の年間稼働率を平成18年度実績以上とする。また、年間稼働率のうち国際交流に係る催事の稼働率についても平成18年度実績以上とする。また、プラザ平成については、平成21年度に行った調査研究業務の成果等を踏まえて、売却も含めた資産の有効活用方策の実施に向けて取り組む。</p> <p>(9) 外国人留学生の就職支援 国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供や就職フェアを関係機関等と連携して行う。 また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。</p> <p>(10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、ビジネス・就職</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>4 学生生活支援事業</p> <p>(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実</p> <p>大学等の自主的な取組を促すため、学生生活支援に関する喫緊の重要課題、かつ、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携して実施する。</p>	<p>4 学生生活支援事業</p> <p>(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実</p> <p>大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。</p> <p>(i) 学生相談領域</p> <p>(ii) 就職・キャリア支援領域</p> <p>(iii) 留学生修学支援領域</p> <p>(iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域</p>	<p>関係情報など様々な情報を提供する。</p> <p>4 学生生活支援事業</p> <p>(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実</p> <p>大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。また、各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、参加者からのニーズを的確に吸い上げ、カリキュラム等事業内容の改善・見直しについて具体的な検討を行う。</p> <p>(i) 学生相談領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国大学保健管理研究集会 ・学生支援合同フォーラム ・メンタルヘルス研究協議会（地区） ・学生相談インターカーセミナー <p>(ii) 就職・キャリア支援領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職・キャリア支援研修会（基礎コース） ・就職・キャリア支援研修会（専門コース） <p>(iii) 留学生修学支援領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生交流研究協議会 ・留学生担当者研修会 <p>(iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害学生修学支援のための教職員研修会 ・喫緊課題の学生支援担当教職員研修会

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施 学生生活支援に関する情報について、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、改善を図りつつ、収集・提供を行う。</p> <p>(3) 心身に障害のある者への支援 心身に障害のある者に関する大学等における支援状況及びニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。</p> <p>5 その他附帯業務 平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。</p> <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施 学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをはじめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行う。なお、学生支援情報データベースについては、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、その改善に努める。</p> <p>(3) 心身に障害のある者への支援 心身に障害のある者に関する、大学等への進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。</p> <p>5 その他附帯業務 平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。</p> <p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>・全国学生指導研修会</p> <p>(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施 学生生活支援に関する情報の収集・提供を学生支援情報データベースをはじめとするインターネットによる発信、月刊「大学と学生」の発行、全国就職指導ガイダンスの開催等を通じて行う。なお、学生支援情報データベースについては、大学等の利用状況や要望を考慮し、専門家の知見を入れ、効率化・合理化・有用性の観点から、情報コンテンツの充実を含め、学生支援情報提供システムの構築を行う。</p> <p>(3) 心身に障害のある者への支援 心身に障害のある者に関する、大学等における進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うため、教育支援、教職員研修などの調査研究を進める。また、関係機関と連携したセミナーや講習会の開催、支援情報の提供など、障害学生修学支援ネットワーク事業を推進する。</p> <p>5 その他の附帯業務 平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。</p> <p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>組織・業務の徹底した見直し、効率化に努め、一般管理費（人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。）は、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。）に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等（ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。）の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。</p> <p>併せて役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革</p>	<p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。）に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等（ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。）の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、一般管理費及び業務経費のうち、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改</p>	<p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用については、中期計画の達成に向け、奨学金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸与金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、奨学金貸与に係る費用について、事業規模の推移を踏まえた効率化を図る。</p> <p>なお、平成22年度の人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとする。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づいた給与改革を進める。</p> <p>（2）外部委託等の推進</p> <p>効果的・効率的業務運営に資するため、奨学金の返還金回収業務をはじめとする各事業について競争入札による民間委託を推進する。国際交流会館等の管理運営業務については、市場化テストの実施状況、検証結果を踏まえつつ、民間競争入札を更に推進する。また、国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日）を踏まえ、今後の新設は停止することとする。現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することと</p>	<p>革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、奨学金の回収業務をはじめとする各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づいた給与改革を進める。</p> <p>（2）外部委託等の推進</p> <p>① 効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、延滞債権のうち特に初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行う。また、中・長期の延滞債権の外部委託については計画的に実施する。</p> <p>② 国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日）を踏まえ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつ</p>	<p>また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減するため、平成22年度においては、職員数の削減を図る。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づいた給与改革を進める。</p> <p>（2）外部委託等の推進</p> <p>① 奨学金貸与業務においては、確認書兼個人情報取扱に関する同意書及び返還誓約書の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権について引き続き外部委託を行い、中・長期の延滞債権についても計画的に外部委託を実施する。</p> <p>② 広島国際交流会館、大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館の管理運営業務については、経費削減を図るため、市場化テストの活用による民間委託を実施し、実施状況を検証する。また、より効果的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストにより民間競争入札を実施してきた</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>する。</p> <p>(3) 入札・契約の適正化 入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>(4) 業務・システムの最適化 奨学金業務システムについて、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行う。</p> <p>2 組織の効率化 機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効果的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を</p>	<p>つ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めることとし、このため、適切に受託者を選定、委託し、市場化テストの検証結果等を踏まえ、民間競争入札の更なる推進を図るとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。</p> <p>(3) 入札・契約の適正化 入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>(4) 業務・システムの最適化 業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムの最適化を計画的に実施する。</p> <p>2 組織の効果的な機能発揮 (1) 政策企画委員会 理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会から、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得る。</p>	<p>会館の検証状況を踏まえ、段階的に、競争入札による民間委託を実施する。</p> <p>(3) 入札・契約の適正化 契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、同計画を着実に実施する。また、新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行う。</p> <p>さらに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>(4) 業務・システムの最適化 奨学金業務システム最適化の一環として、奨学生等が自身の基本情報を閲覧できる情報提供サービスとしてマイページを開発する等、奨学金業務システムの最適化に係る設計・開発を着実に実施する。</p> <p>2 組織の効果的な機能発揮 (1) 政策企画委員会 理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会を開催し、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得る。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>踏まえた効率的な組織・業務運営体制を確立する。</p> <p>3 内部統制・ガバナンスの強化 業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を業務の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p>	<p>(2) 組織の見直し 組織については、より効果的・効率的業務運営に資するよう、管理職も含め組織の簡素化を進めるとともに、必要な見直しを行う。当面、「留学生30万人計画」に留意しつつ、特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行う。支部については、各地域において、大学等と連携しつつ、機構の事業を効果的に実施できるよう、支部の行う事業も含めて見直しを行う。</p> <p>3 内部統制・ガバナンスの強化 (1) 適切な評価の実施 外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を事業の改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。</p> <p>(2) 監査の実施 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けるとともに、業務執行部内から独立した監査室を設置し、監事監査及び内部監査の機能を強化</p>	<p>(2) 組織の見直し 業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、組織の簡素化を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行う。また、地方の支部業務については、平成21年度から奨学金の法的処理の抜本的強化を図るため、法的処理を中心とした奨学金回収業務に比重を移していることを踏まえ、京都事務所、北陸事務所及び大分事務所を廃止する。</p> <p>(3) 「(5+1) S運動」の推進 組織の効果的な機能発揮を目的に、「(5+1) S運動」(「責任」・「専門」・「先見」・「スピード」・「サービス(奉仕)」を意識して業務を遂行し、「信頼」に繋げる運動)を推進する。</p> <p>3 内部統制・ガバナンスの強化 (1) 適切な評価の実施 自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。</p> <p>(2) 監査の実施 業務の適正化に資するため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受ける。また、業務執行部内から独立した監査室により、効果的に内部監査を実施することで、</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 収入の確保等</p> <p>(1) 寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。</p> <p>(2) 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>する。</p> <p>(3) コンプライアンスの推進 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令及び規程等を遵守し、適切な運営を図る。このため、コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>(4) 随意契約の見直し 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するため、契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 収入の確保等</p> <p>① 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>② 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学</p>	<p>引き続き機構における内部監査の機能強化を図る。</p> <p>(3) コンプライアンスの推進 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、社会的信頼の維持及び業務の公平性の確保に資するため、コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づきコンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>(4) 随意契約の見直し 契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、同計画を着実に実施する。また、新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行う。さらに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 収入の確保等</p> <p>① 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>② 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>(3) 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p> <p>(4) 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。</p> <p>(5) 保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。</p> <p>2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。</p>	<p>金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。</p> <p>③ 広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討する。</p> <p>④ 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p> <p>(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 ① 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。</p> <p>② 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。</p> <p>(3) 予算 別紙のとおり</p>	<p>金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。</p> <p>③ 広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討を進める。</p> <p>④ 奨学金貸与事業においては、財投機関債を1,600億円発行するとともに、民間金融機関からの借入による調達を実施し、自己調達資金の確保に努める。</p> <p>(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 ① 独立行政法人会計基準に基づく債務者区分に従い、適切な請求を行う。</p> <p>② 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。</p> <p>(3) 予算 別紙のとおり</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
	<p>(4) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(5) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円とする。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>高円寺宿舎については、売却により同宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とする。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実</p>	<p>(4) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(5) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円とする。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>高円寺宿舎の売却に向けて、不動産価格の調査を継続する。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。</p> <p>2 人事に関する計画 機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図るとともに、各種事業の民間委託の推進や組織の簡素化を図ることで職員数を削減する。</p>	<p>等に充てる。</p> <p>VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 機構の業務を総合的かつ円滑に実施するため、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等についてはその保全を適切に行う。</p> <p>2 人事に関する計画 (1) 方針 人事基本計画に基づき、人材の確保・育成と適正配置を図る。特に、</p> <p>① 明確な採用基準を設定し、採用後のキャリアパスを整備する。</p> <p>② 業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。</p> <p>③ 常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。</p> <p>④ 公正な人事評価と処遇への適切な反映を行う。</p>	<p>等に充てる。</p> <p>VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、引き続き必要な調査を行い、保有形態等の方向性について調整を図り、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等についてはその保全を適切に行う。</p> <p>2 人事に関する計画 (1) 方針 人事基本計画に基づき、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 明確な採用基準の設定及び採用後のキャリアパスの整備を図るための準備を進める。</p> <p>② 業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。</p> <p>③ 常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。</p> <p>④ 公正な人事評価と処遇への適切な反映を行うとともに、</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
	<p>⑤ 効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けた研修機会の確保・充実を図る。</p> <p>⑥ 男女共同参画の一層の推進に努める。</p> <p>⑦ 職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間を含む広範な分野・関連機関と引き続き人事交流を行う。</p> <p>(2) 人事に係る指標 中期目標期間中、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化を図る。 中期目標期間中に、前中期目標期間開始時の職員数(542人)と比べ1割程度の職員数を削減する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 497人 期末の常勤職員数の見込み 487人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 22,855(百万円)</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担</p>	<p>人事評価制度については、国家公務員で導入される新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、それに合わせた見直しの準備を進める。</p> <p>⑤ 効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けて、職員研修を体系的に実施する。</p> <p>⑥ 男女共同参画の一層の推進に努める。</p> <p>⑦ 職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間等関係機関と引き続き人事交流を行う。</p> <p>(2) 人事に係る指標 各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化に努め、職員数の計画的な削減を図る。</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画と平成22年度計画

第2期中期目標	第2期中期計画	平成22年度計画
	<p>なし</p> <p>4 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。</p>	<p>なし</p> <p>4 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。</p>